

(第1片)

(表)

令和 年 月 日

開設者 住所
氏名

電 話 番 号 ()
ファクシミリ番号 ()

診療所開設届

診療所を開設したので、医療法第8条第1項の規定により、下記のとおり届出ます。

記

1	名 称						
2	開 設 の 場 所	東京都 豊島区 丁目 番 号 電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()					
3	診 療 科 目						
4 開 設 者	現に病院又は診療所を開設し、管理し、又は勤務している場合	名 称 所在地					
	本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名 称 所在地					
5	開 設 年 月 日	令和 年 月 日					
6 管 理 者	住 所	電 話 番 号 () ファクシミリ番号 ()					
	氏 名						
	臨床研修等修了 登 録 年 月 日	年 月 日				確 認 欄 (注1)	
	免許証番号及び 登 録 年 月 日	第 号 年 月 日				確 認 欄 (注1)	
7	診 療 日 時						
8	オンライン診療	有 ・ 無					

(裏)

9 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日時及び医籍の登録事項													
氏 名		担 当 診 療 科 目	診 療 日 時	医 籍 の 登 録 事 項		確認欄 (注1)							
				臨床研修等修了 登 録 年 月 日	免許証番号及び 登 録 年 月 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
				年 月 日	第 年 月 号 日								
10 業務に従事する助産師の氏名及び勤務日時													
氏 名		勤 務 日 時		免 許 証 番 号 及 び 登 録 年 月 日		確認欄 (注1)							
				第 年 月 号 日									
				第 年 月 号 日									
11 医療従事者(薬剤師、看護師、准看護師、診療放射線(エックス線)技師等)													
職 種	氏 名		免 許 証 番 号		登 録 年 月 日	確認欄							
			第 号		年 月 日								
			第 号		年 月 日								
			第 号		年 月 日								
			第 号		年 月 日								
			第 号		年 月 日								
			第 号		年 月 日								
12 従業者定員													
医 師	薬 剤 師	看 護 師	准 看 護 師	助 産 師	診 療 放 射 線 (エックス線)技師	看 護 補 助 者	事 務 員						計
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
13 敷地の面積			㎡ (平面図は、別添のとおり)										

(第2片)

(表)

14 交通機関及び敷地周囲の見取り図									
交通機関	線			駅下車		口から徒歩		分	
	駅			口からバス（		行）		下車徒歩分	
敷地の条件	用途地域				防火地域				
見取り図	別添のとおり								
15 建物の構造概要及び平面図									
建物別名称	構造概要				建築面積		延面積		
	造 階建て				㎡		㎡		
	造 階建て				㎡		㎡		
住宅と併設の場合又はビルディングの一部を使用する場合									
住宅と併設の場合				造 階建てのうち		階		㎡使用	
ビルディングの一部を使用する場合				造 階建てのうち		階 号室		㎡使用	
平面図				別添のとおり					
16 廊下の幅（有床診療所に限る。）									
建物別名称	片側廊下	中廊下		建物別名称	片側廊下	中廊下			
	m	m			m	m			
	m	m			m	m			
17 2階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造（有床診療所に限る。）									
建物別の名称	患者の使用する屋内直通階段						病室の あ 最上階	避難階段 の 数	備考
	用途	幅	踊り場の 幅	け上げ	踏面	手すりの有無			
		m	m	cm	cm		階	階 から地上 まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
		m	m	cm	cm		階	階 から地上 まで 箇所	
		m	m	cm	cm				
エレベーターの有無		有 ・ 無							

(裏)

18 病室の構造概要（有床診療所に限る。）						室 床				
棟 別	階 別	病室番号	病室種別	1 室 の 病 床 数	1 室 の 床 面 積	1 人 当 た り 床 面 積	1 室 の 採 光 面 積	1 室 の 直 接 外 気 開 放 面 積	天 井 の 高 さ	換 気 の 方 法
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
	階			床	m ²	m ²	m ²	m ²	m	
19 診 察 室										
診 療 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積		診 療 室 名	室 面 積	処置室兼用の場合 は、その部分の面積				
	m ²	m ²			m ²	m ²				
	m ²	m ²			m ²	m ²				
20 処 置 室 （診察室兼用の場合を除く）										
処 置 室 名	室 面 積	処 置 室 名	室 面 積							
	m ²		m ²							
	m ²		m ²							
21 歯 科 治 療 室										
室 面 積	治 療 い す	給水火気設備	防 火 設 備	その他必要な設備						
m ²	台									
22 歯 科 技 工 室										
室 面 積	防 じ ん 設 備	給水火気設備	防 火 設 備	その他必要な設備						
m ²										
23 検 査 室										
名 称	室 面 積	防 火 設 備	検 査 器 具 ・ 器 械 等							
臨 床 検 査 室	m ²									
	m ²									

(第3片)

(表)

24 調 剤 所									
室 面 積	かぎのかかる 貯 蔵 設 備	冷 暗 所 の 有 無		備付けてんびん			備 考		
m ²									
25 手術室及び準備室									
区 分	面 積	構 造 設 備							
		手術台	床	壁	天 井	照 明	暖 房	清 潔 な 手洗い設備	
手 術 室	m ²	台							
準 備 室	m ²								
その他の施設									
26 分べん室及び新生児入浴施設									
分 べ ん 室	室 面 積	構 造 設 備		新 生 児 入 浴 施 設	室 面 積	構 造 概 要			
	m ²				m ²				
27 エックス線装置及び診療室									
開設時設置（予定） のエックス線装置	固 定、携 帯 の 別		用 途		製 作 者 名 及 び 型 式				
エックス線診察室	室 面 積	室 内 の 構 造 概 要		操 作 室 の 面 積		暗 室			
						面 積 設 備			
	m ²			m ²		m ²			
	m ²			m ²		m ²			
28 そ の 他 の 施 設									
看 護 師 勤 務 室		m ²		待 合 室		m ²			
事 務 室		m ²		新 生 児 室		m ²			
宿 直 室		m ²				m ²			
消 毒 施 設		m ²				m ²			
給 食 設 備		m ²				m ²			
洗 濯 室		m ²				m ²			

(裏)

29	建 築 確 認	年 月 日 第 号
30	添 付 書 類	
(1) 開設者の医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証（注２・３）の写し及び免許証の写し並びに職歴書 (2) 管理者の臨床研修等修了登録証（注２・３）の写し及び免許証の写し並びに職歴書（管理者が開設者でない場合に限る。） (3) 診療に従事する医師又は歯科医師の臨床研修等修了登録証（注２・３）の写し及び免許証の写し (4) 業務に従事する助産師の免許証の写し (5) 土地及び建物の登記事項証明書（土地又は建物を賃借する場合は、賃貸借契約書の写しも添付すること。） (6) 敷地の平面図 (7) 敷地周囲の見取図 (8) 建物の平面図（縮尺１００分の１以上のもの） (9) エックス線診療室等の放射線防護図（縮尺５０分の１以上の平面図及び側面図。壁及び鉛の厚さを記入すること。） (10) 案内図		
(注１) 臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写しの添付は、本証の提示確認に代えることができる。提示確認の場合は、該当欄に保健所担当者の確認印を受けること。 (注２) 平成１６年４月１日時点において現に医師免許を受けている者及び同日前に医師免許の申請を行った者であって同日以後に医師免許を受けた者は、医療法等の一部を改正する法律（平成１２年法律第１４１号。以下「一部改正法」という。）第２条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第４条の規定による改正後の医師法の適用については、同法第１６条の６第１項の規定による登録を受けた者とみなす。 (注３) 平成１８年４月１日時点において現に歯科医師免許を受けている者及び同日前に歯科医師免許の申請を行った者であって同日以後に歯科医師免許を受けた者は、一部改正法第３条の規定による改正後の医療法及び一部改正法第５条の規定による改正後の歯科医師法の適用については、同法第１６条の４第１項の規定による登録を受けた者とみなす。 (注４) 上記添付書類のほか、内容確認のため、追加書類を求める場合がある。		